

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和 7 年(ヨ)第 6438 号 仮処分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に金30万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

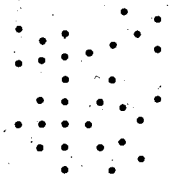
主 文

債務者は、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ。

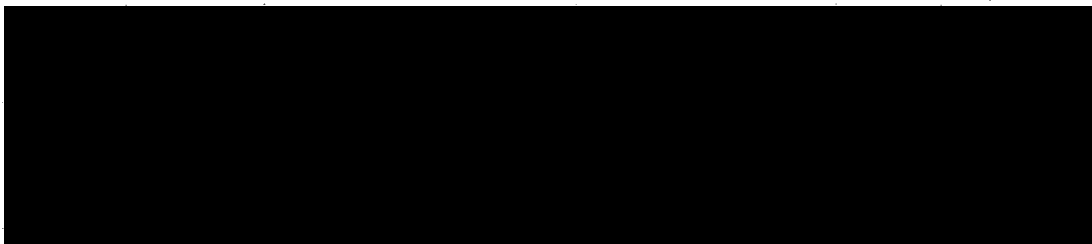
令和 7 年 12 月 25 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 森崎 なつき



当事者目録



〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番15号

さくら共同ビル

さくら共同法律事務所（送達場所）

電話 03-6384-1151

FAX 03-6856-3491

債権者代理人弁護士 荒竹純一

同 弁護士 前山慶斗



債務者 パケットモンスターインク
(PACKET MONSTER INC.)
こと西村博之

投稿記事目録

1

閲覧用URL	https://ai.2ch.sc/test/read.cgi/seikei/1569040466/
投稿番号	5 2 番
投稿者名	ころもクリニック
投稿日時	2022/08/31 (水) 13:01:37.53

2

閲覧用URL	https://ai.2ch.sc/test/read.cgi/seikei/1569040466/
投稿番号	5 4 番
投稿者名	名無しさん@Before→After
投稿日時	2022/09/27 (火) 04:12:35.50

これは正本である。

令和 7 年 12 月 25 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 塚田賢司

